

NIMS インターンシップ生受入要領

(趣旨)

1. 独立行政法人物質・材料研究機構（以下、「機構」という。）は、国内外の大学あるいは大学院の学生を受け入れることにより、最先端の物質・材料研究を学ばせその資質の向上を図るとともに、人的な交流の促進を図ることを目的とする。

(資格等)

2. インターンシップ生は、国内外の大学あるいは大学院に在籍中の学生とする。
3. これから大学あるいは大学院に入学する者、またすでに大学あるいは大学院を卒業・修了した者は対象としない。

(身分等)

4. インターンシップ生の身分は外来研究員とし、また、格付け区分は機構の招聘規程別表第1における5の区分とする。

(職務等)

5. インターンシップ生は、日本の諸法律、機構の諸規程を遵守し、インターン期間中は機構における研究業務および関連業務に参画する。

(期間)

6. 受入期間は、原則として90日以内とする。

(選考)

7. 国際担当理事が書類審査により選考を行う。なお、インターンシップ生の国籍、人種、性別、宗教の指定は行わないものとする。

(旅費)

8. インターンシップ生の居住地から機構までの往復旅費は、インターンシップ生が負担する。

(滞在費等)

9. 機構は、インターンシップ生の食費・光熱費などにかかる滞在費として、日額2,560円を支給する。

10. 宿泊先は機構が指定する宿舎とし、その宿泊料については滞在費とは別に機構が負担するものとする。ただし、宿舎における光熱費（電気、ガス、水道）は、インターンシップ生が負担する。

（保険等）

11. インターンシップ生の滞在中の傷害保険については、来構前にインターンシップ生が各自で加入するものとする。

（突発事故に対する対応）

12. インターン期間中にインターンシップ生に突発事故が起きた場合、機構の指定する業者が、カウンセラー等専門家の紹介、警察・保険会社等との連絡及び調整、重度の疾病・傷患者等の通院同行などの緊急避難的な対応を行う。

（その他）

13. IAESTE（国際学生技術研修協会）によるインターンシップ生も本制度に含めるが、その運用は別に定める要領による。

14. この要領に定めるもののほか、インターンシップ生の受け入れに関し必要な事項については、客員研究員等取扱規程によるものとする。

15. 本制度の事務担当は、企画部国際室とする。

平成 21 年度 NIMS インターンシップ申請書

1. NIMS 研究者（研修責任者）

- (1) ユニット・グループ名：
- (2) 氏名・役職：

2. 対象学生

- (1) 氏名・年齢・生年月日・性別・国籍：
- (2) 所属大学・学科名：
- (3) 学年：

3. 研修内容

- (1) 研修内容：

- (2) 受入予定期間（90 日以内）：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

4. 期待される成果

5. その他参考となる事項

※1. 本提案書は 2 枚以内で作成すること。

- 2. 対象学生の CV、在学証明書、成績証明書を添付すること。